

2025 年 9 月 11 日 全 6 頁

金融庁、NISA のこども支援措置・投資商品入替措置などを要望

令和 8 年度税制改正要望—NISA の全世代化に向けた取組みが続く

金融調査部 研究員 平石 隆太
主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 金融庁は、2025 年 8 月 29 日に令和 8 年度税制改正要望（以下、要望）を公表した。NISA の一層の充実を図るための措置として主に、①こども支援の一環としての、つみたて投資枠における対象年齢等の見直し、②様々な資産運用ニーズに応えるための、対象商品の拡充等、③投資商品の入替をしやすいするための、非課税保有限度額の当年中の復活、が要望された。
- こども支援措置としては、つみたて投資枠の対象年齢を引き下げるとしている。ジュニア NISA の創設・廃止の経緯を踏まえると、こども支援措置を創設した際には、利便性を確保することが普及のカギとなるだろう。
- 要望では、対象商品の拡充が示されたものの具体的な商品は明示されていない。要望と同日に公表された「NISA に関する有識者会議」の中間とりまとめを参照すると、より低リスクである債券型ファンドのつみたて投資枠への追加が想定される。
- 投資商品の入替をしやすいするため、要望では非課税保有限度額の当年中の復活が掲げられたが、年間投資限度額の当年中の復活は掲げられていない。したがって、要望が実現した場合、「前年末の NISA 口座に係る簿価残高が 1,440 万円超となっている者が、年間買付額の 360 万円の範囲内で、売却した翌年を待たずに当年中に買付ができるようになる」と考えられる。

[目次]

1. はじめに	…… 2 ページ
2. こども支援措置（つみたて投資枠の対象年齢等の見直し）	…… 2 ページ
3. 対象商品の拡充	…… 4 ページ
4. 投資商品入替のための措置（非課税保有限度額の当年復活）	…… 5 ページ

1. はじめに

金融庁は、2025 年 8 月 29 日に令和 8 年度税制改正要望（以下、要望）を公表した¹。要望では、若年層や高齢層を含めたあらゆる世代の長期・安定的な資産形成の支援を目的として、対象商品を拡充するなど NISA の一層の充実が掲げられた。同日に公表された金融庁の「2025 事務年度金融行政方針²」においても「全世代の国民がそれぞれのライフステージにあった資産形成を行えるように」（p. 7）とあり、NISA の全世代化は大きなテーマになっていると言えよう。

本レポートでは、要望に挙げられた NISA に係る事項について解説する。特に、①こども支援の一環としての、つみたて投資枠における対象年齢等の見直し、②様々な資産運用ニーズに応えるための、対象商品の拡充等、③投資商品の入替をしやすくするための、非課税保有限度額の当年中の復活、について取扱う。

なお、要望の内容が実現するためには、政府・与党が年末に公表する税制改正大綱に記載された後、年明けの通常国会で税制改正関連法として成立・施行される必要がある。

2. こども支援措置（つみたて投資枠の対象年齢等の見直し）

現状、NISA の対象年齢は成長投資枠・つみたて投資枠ともに 18 歳以上とされている。要望では、こども支援の一環として、つみたて投資枠に限った対象年齢等の見直しが挙げられた。

NISA のこども支援措置については、こども家庭庁との共同要望として、「こども、若者の時期から、ライフプランに沿った資産形成を可能にすることで、将来に見通しを持ち、希望をもって就職・結婚・出産・子育て等を選択できるようにする³」ことが政策目的に掲げられている。

こどもを対象とした NISA 制度としては、2016 年から 2023 年までジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）が実施されていた⁴。

ジュニア NISA は、投資対象や非課税保有期間（5 年間）などは旧一般 NISA⁵と同様としつつ、年間投資限度額は旧一般 NISA（120 万円）より少額の 80 万円に設定し、18 歳までの払出しは原則禁止であることが大きな特徴であった。仮に 18 歳までに払い出す場合には、ジュニア NISA 口座を廃止して、保有する全ての金融商品等を払い出す必要があった（一部のみの払出しは不可）。その際、払い出した日に上場株式等の譲渡や、それまで非課税で受け取った配当等の支払いがあったものとして税率 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の源泉徴収が行われる（遡及課税）しくみであった。

¹ 金融庁「[令和 8（2026）年度税制改正要望について](#)」（2025 年 8 月 29 日）

² 金融庁「[2025 事務年度金融行政方針](#)」（2025 年 8 月 29 日）

³ こども家庭庁「[令和 8 年度税制改正要望事項 NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実](#)」（財務省ウェブサイト、2025 年 9 月 11 日閲覧）

⁴ ジュニア NISA は 2023 年 12 月 31 日をもって口座開設・新規投資が終了し、その日までに新規投資が行われた分につき、新規投資から 5 年か、口座開設者が 18 歳になるかいずれか遅い日まで運用が継続されている。

⁵ 旧つみたて NISA は 2018 年に創設されたため、ジュニア NISA が創設された当時、旧一般 NISA は、単に「NISA」と呼ばれていた。

図表 1：ジュニア NISA・旧一般 NISA・現つみたて投資枠の比較

	ジュニアNISA (2023年まで)	旧一般NISA (2023年まで)	NISA 子ども支援措置（案）
対象年齢	18歳未満	18歳以上	18歳未満
投資対象	上場株式、公募株式投信、 上場REIT、ETF等の全般	上場株式、公募株式投信、 上場REIT、ETF等の全般	金融庁に届出された長期投資に向く 公募株式投信、ETFのみ
投資手法	自由	自由	積立投資のみ
非課税保有期間	5年間 (18歳に達するまでの延長あり)	5年間	無期限
年間投資限度額	80万円	120万円	120万円
非課税保有限度額	400万円 (80万円×5年)	600万円 (120万円×5年)	成人と同様であれば、 1,800万円
払出し制限	あり	なし	なし

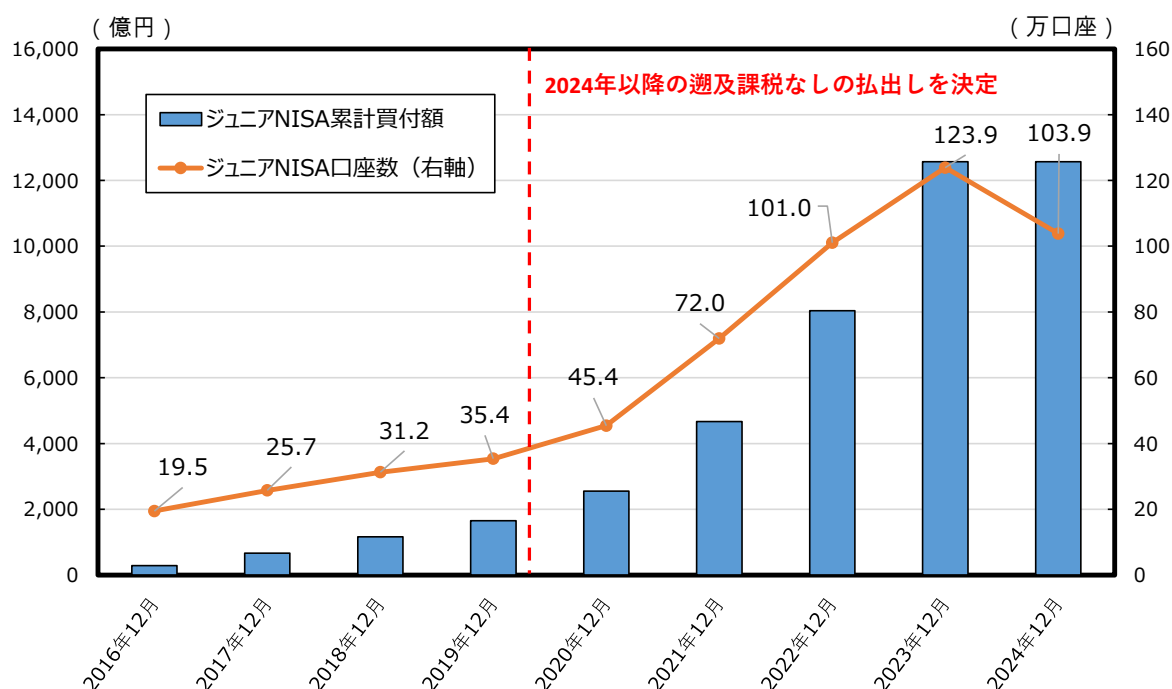
(注) NISA 子ども支援措置（案）の記載は、現行のつみたて投資枠の年齢制限のみが撤廃されたと仮定したもの。

(出所) 法令、金融庁「令和 8（2026）年度税制改正要望について」（2025 年 8 月 29 日）を基に大和総研作成

ジュニア NISA は、口座開設が開始された 2016 年から 2019 年にかけては口座数・買付額ともに伸び悩み（図表 2）、2020 年度税制改正において、法定の新規投資期間の期限（2023 年末）をもって終了させることが決定された。その際、制度が終了することを前提に、新規投資が不可となる 2024 年 1 月 1 日以後は遡及課税を行わないこととする改正も行われた。

遡及課税の撤廃が決定され、払出しの障害が軽減された 2020 年以後は、ジュニア NISA の口座数・買付額が大きく伸びた（図表 2）。ジュニア NISA は、18 歳までの払出し制限がネックとなって普及が進まなかった経緯があるため、つみたて投資枠の対象年齢を引き下げの場合にも、払出し等の利便性を確保することが重要になるだろう。

図表 2：ジュニア NISA の買付額・口座数の推移



(注) 2023 年 12 月末に新規口座開設・新規買付が終了している。

(出所) 金融庁「NISA の利用状況の推移（令和 6 年 12 月末時点（確報値）」（2025 年 6 月 17 日）より大和総研作成

3. 対象商品の拡充

要望では、「様々な資産運用ニーズに応えるための、対象商品の拡充等」が要望項目として挙げられているが、具体的な内容は不明である。ただ、要望の公表と同日に、「NISA に関する有識者会議」の中間とりまとめ⁶（以下、中間とりまとめ）が公表されており、この内容に沿った改正が行われるものと想定される。中間とりまとめでは、①つみたて投資枠における対象株式指数の考え方、②つみたて投資枠の対象商品、の2点に言及されているため、順に解説する。

つみたて投資枠（旧つみたて NISA）では、投資経験の浅い者の長期・積立・分散投資を支援する趣旨に鑑みて、投資信託につき金融庁告示⁷に示された指数に連動する商品が対象となっている。指数の選定にあたっては、「マーケット全体を広くカバーしており、かつ、既に市場関係者に浸透している指数を基本とすることが望ましい⁸」との考え方をとっていた。中間とりまとめでは、当該考え方のうち「マーケット全体を広くカバー」と「市場関係者に浸透している」の2つの要素の趣旨につき、図表3の通り精緻化された。

図表3：つみたて投資枠における対象指数の考え方

マーケット全体を 広くカバー	当該要件の趣旨は、特定の産業を取り巻く経済環境やマーケットの関心に強く左右されない指数を対象とすることであり、指数の構成銘柄のセクターが分散されていることがその商品設計上のポイントである。
市場関係者に 広く浸透している	当該要件の趣旨は、機関投資家等の運用や幅広い層の資産形成において既に活用されている指数であれば、指数の算出方法の透明性や馴染みやすさ、指数の算出・公表の継続性が相応に確保されていると考えられることにある。新しく開発された指数であっても、指数プロバイダーにおいて、指数の透明性・信頼性、及びその算出・公表の継続性等が確保されると見込まれるとともに、資産形成において広く活用されることが見込まれる指数については、対象指数として位置付けることを検討する余地がある。

（出所）金融庁「『NISA に関する有識者会議』中間とりまとめ」（2025年8月29日）p.7より大和総研抜粋

つみたて投資枠の対象商品の論点としては、NISA におけるアセット分散の考え方に言及されている。従来、家計の資産は預貯金の割合が大きいため、金融資産全体として適切なポートフォリオを構築するニーズに応える観点から、つみたて NISA（現つみたて投資枠）においては、株式の単一指数に連動したインデックスファンドが認められる一方、債券や REIT などの単一指数に連動するインデックスファンドは認められなかった。

ただ、NISA の枠内でリスク特性に応じてエクイティとデットを組み合わせたポートフォリオを構築するニーズや、資産形成を始めたばかりの若年層や高齢層といった低リスクでの運用を望むニーズに応える必要性から「株式に比べてリスクが低く、より安定的なキャッシュフローが望めるアセットクラスをつみたて投資枠の対象商品に含めることも検討されるべき」（中間と

⁶ 金融庁「『NISA に関する有識者会議』中間とりまとめ」（2025年8月29日）

⁷ 内閣府告示第540号「租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」

⁸ 金融庁「『長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ』報告書」（2017年3月30日）p.2

りまとめ p.9) との考え方が示された。今後、債券型ファンド等の低リスク商品が、つみたて投資枠の対象商品として認められる可能性もあるだろう。

4. 投資商品入替のための措置（非課税保有限度額の当年復活）

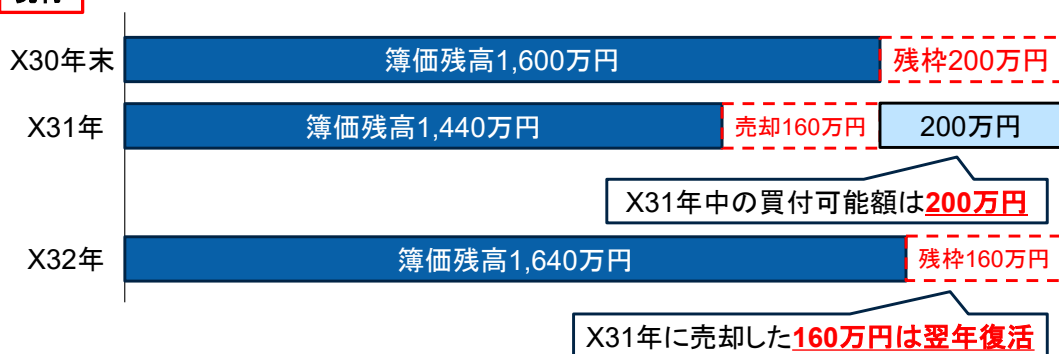
2024 年以降の新 NISA では、非課税保有限度額が 1,800 万円、年間投資限度額が 360 万円（成長投資枠 240 万円、つみたて投資枠 120 万円）である。現行制度では、前年末の NISA 口座の簿価残高が 1,440 万円超の場合、当年の買付可能額は「1,800 万円－前年末の簿価残高」であり、当年中に保有商品を売却し非課税保有限度額が空いても、その枠の復活は翌年となる。

そこで、要望では、投資商品の入替（スイッチング）をしやすくするための措置として、「非課税保有限度額の当年中の復活」が挙げられた。なお、年間投資限度額についての復活は掲げられていない。これの意味するところは、「前年末の NISA 口座に係る簿価残高が 1,440 万円超となっている者が、年間買付額の 360 万円の範囲内で、売却した翌年を待たずに当年中に買付ができるようになる」、すなわち、売却によって空いた非課税保有限度額を、年間投資限度額 360 万円を超えない範囲で当年中に復活させることである⁹（図表 4）。

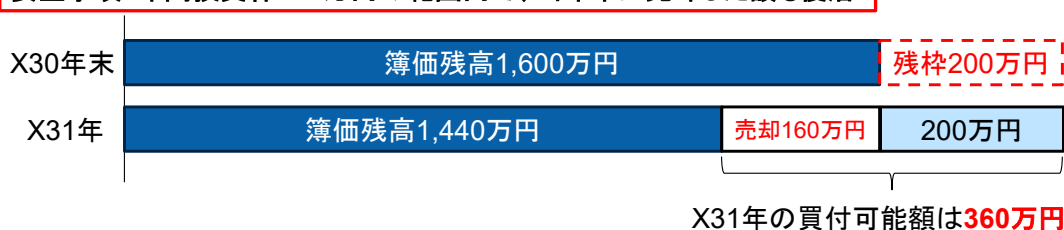
図表 4：投資商品入替のための措置のイメージ

- X30年末時点で、NISA口座の簿価残高が1,600万円である者を想定
- X31年中に、簿価残高のうち160万円分を売却

現行



要望事項：年間投資枠360万円の範囲内で、当年中に売却した額も復活



（注）非課税保有限度額は簿価残高により判定する（時価残高ではない）。

（出所）法令、金融庁「令和 8（2026）年度税制改正要望について」（2025 年 8 月 29 日）を基に大和総研作成

⁹ なお、非課税保有限度額は NISA 全体の 1,800 万円枠の内枠として、成長投資枠としての 1,200 万円枠もある。成長投資枠に限ると、金融庁の要望は、前年末の成長投資枠に係る簿価残高が 960 万円超となっている者が、成長投資枠の年間買付額の 240 万円の範囲内で、売却した翌年を待たずに当年中に買付ができるようになるものである。本文中では、NISA 全体の 1,800 万円枠を前提に説明している。

要望事項は、あくまで年間投資限度額を超えない範囲での復活であるため、影響があるのは年初の買付可能額が 360 万円未満である者、つまり前年末の簿価残高が 1,440 万円超となっている者となる。また、新 NISA の開始が 2024 年であるため、前年末の簿価残高が 1,440 万円超の者が発生するのは 2029 年以降となる。

【以上】